

令和7年度 香春町会計年度任用職員募集案内

(令和7年4月1日任用)

令和7年4月1日任用の会計年度任用職員を募集します。

申込された方の中から書類選考及び面接選考を行い、採用を決定します。

なお、申込をされた方が必ず任用されるとは限りませんのであらかじめご了承ください。

※会計年度任用職員とは

嘱託職員・臨時職員の適正な任用及び勤務条件の改善を図るために創設された一般職非常勤職員です。1年度内(4月1日から3月31日)での任用となり、休暇、手当等が拡充されるとともに服務規律等が適用されます。

■ 申込期間 令和6年12月2日(月)から令和7年1月17日(金)

8時30分～17時15分(土日祝日は除く。)

■ 任用職種 別紙『香春町会計年度任用職員募集職種一覧』をご参照ください。

■ 任用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

※受付期間後の受付も行いますが、欠員が生じた場合の任用対象となります。

■ 申込資格

次のいずれかに該当する人は応募できません。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(2) 香春町において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※年齢制限はありません。ただし、職種によっては資格・経験等が必要な場合がありますので別紙募集職種一覧をご確認ください。

■ 申込方法

香春町会計年度任用職員任用申込書に必要事項を記入し、写真を貼って総務課まで提出してください。(郵送可。ただし1月17日(金)必着。)

※別紙募集職種一覧の資格・免許・経験等欄に☆のある職種を希望される方は、免許状、資格証又は資格を証明できるものを添えて提出してください。

※申込書は、総務課庶務係に用意しています。また、香春町ホームページからダウンロードすることもできます。

※申込をされた方が必ず任用される訳ではありません。ご了承ください。

■選考方法

申込された方の中から書類選考及び必要に応じて面接を行い任用する方を決定します。

面接日時などは各担当課から申込者に連絡します。

なお、任用とならなかった場合には、通知等はいたしませんのでご了承ください。

■勤務条件等

(1)勤務場所

香春町役場本庁又は出先機関（詳しくは募集職種一覧をご確認ください。）

(2)給料・報酬

給料・報酬は、職種・勤務時間等により異なります。（詳しくは募集職種一覧をご確認ください）

(3)期末勤勉手当

所定の要件を満たした場合に期末勤勉手当が支給されます。

(4)通勤手当

香春町職員給与条例の規定に基づき支給されます。

(5)休暇

- ・年次有給休暇 勤務日数、任用期間に応じて付与されます。
- ・特別休暇 夏季休暇、忌引き、子の看護休暇、結婚休暇等があります。

(6)社会保険及び災害保険

勤務日数等要件を満たす場合は、各法令に基づき健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。又、公務災害補償(労働者災害補償保険)を適用します。

(7)服務及び懲戒

会計年度任用職員には、正規職員と同様に、地方公務員法に規定する服務及び懲戒の各規程が適用されます。（法令及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限）

※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業等の従事制限の対象外です。ただし、職務専念義務等といった地方公務員法上の服務規律の観点から一定の制限が設けられることはあり得ます。

※ 給料(報酬)や手当については、法令等の改正により変更となる場合があります。

■登録申込書の取扱いについて

(1)個人情報の取扱い

申込書に記載された個人情報については、会計年度任用職員制度に係る任用手続きに必要な範囲内でのみ利用します。

(2)希望者の登録及び登録申込書の廃棄

提出された申込書はお返しできませんのであらかじめご了承ください。また、期間（令和8年3月31日まで）終了後は、当方にて申込書を廃棄します。

募集に対する登録は年度ごとになります。令和6年度の募集に対して申込書を提出していただいた方も登録を希望される場合は再度申込書を総務課に提出してください。

■問い合わせ及び提出先

〒822-1492

福岡県田川郡香春町大字高野994番地

香春町役場 総務課庶務係 会計年度任用職員担当

TEL0947-32-2511